

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	環境政策課
委 託 業 務 名	大津市脱炭素先行地域検討支援業務
委 託 業 務 場 所	大津市市内一円
概 要	国の脱炭素先行地域の認定を受けて、本市において脱炭素化の取組を進めていくに当たり、本市における脱炭素先行地域として検討している郊外未利用地における再生可能エネルギーポテンシャルの調査及び市街地における省エネに係る調査等を行うとともに、2050年の脱炭素社会の実現を見据えた将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成及びこれを実現するために必要な取組や施策の検討を行い、再エネ導入目標を策定する等の業務を委託するもの。
契 約 期 間	令和4年7月5日 から 令和5年2月28日 まで
契 約 年 月 日	令和4年7月5日
契 約 金 額	6,380,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大阪府吹田市垂水町二丁目 36 番 27 号 〔名 称〕 エヌエス環境株式会社 西日本支社
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業者の選定において、公募型プロポーザル方式により参加者の指名を行い、企画提案書をプレゼンテーション審査した結果、上記の業者を選定した。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。